

介護福祉士実務者養成施設の申請及び届出等について

事 項		【計画書】 9ヶ月前までに(※1)	【申請書】 3ヶ月前までに	【届出書】 1ヶ月以内	
新規設置		○	○		
変 更	学 則	修業年限(修業期間)	○	○	
		養成課程	○	○	
		年間総定員数	増加	○	○
			減少		○
		学級数		○	
	学則(その他)			○	
	校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図(※2)			○	
	通信課程を行う地域(通信)			○	
	添削その他の指導の方法(通信)(※3)			○	
	設置者(法人)の名称及び主たる事務所の所在地				○
	養成施設の名称及び主たる所在地				○
	養成施設長				○
	カリキュラム				○
	教員(専任教員、教員要件のある科目を担当する教員)				○(※4)
課程修了の認定の方法(通信)				○	
指定取消			○(※5)		
業務報告		毎年5月末までに報告			

※1 介護福祉士養成施設等の指定を受けている養成施設は8ヶ月前までの提出となります。
なお、計画書が必要な申請については、計画書審査後に申請書提出となります。

※2 教室の改修・追加・閉鎖(移転は旧教室の閉鎖及び新教室の追加)を指します。
 また、通信課程において面接授業会場等を変更する場合も含まれます。

※3 紙添削から電子添削に変えるケースも含まれます。

※4 教員の変更届については、可能な限り変更日の3週間前までに届出をお願いします。

※5 提出期限に規則上の定めはありませんが、在籍生の対応に関する協議があるため、可能な限り6ヶ月前に申請をお願いします。